

鶴岡市防災会議

日時：平成26年3月17日(月)午後2時00分

場所：鶴岡市消防本部5階講堂

次 第

委嘱状交付

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1) 鶴岡市地域防災計画の修正について

(2) 鶴岡市水防計画の変更について

(3) その他

4 閉 会

配 布 資 料

鶴岡市防災会議委員名簿

鶴岡市地域防災計画の修正及び鶴岡市水防計画の変更概要【資料1】

鶴岡市地域防災計画（震災・津波対策編 個別災害対策編）修正案【資料2】

鶴岡市地域防災計画（風水害・雪害対策編）修正案【資料3】

鶴岡市水防計画変更案【資料4】

鶴岡市防災会議委員名簿

機関名等	役職名	氏名	代理出席者		出欠	
			役職名	氏名		
○鶴岡市防災会議条例第3条第5項第1号委員（指定地方行政機関の職員）						
1	庄内労働基準監督署	署長	石 沢 敏 昭			欠
2	東北農政局酒田地域センター	総括農政業務管理官	松 本 孝 一			出
3	庄内森林管理署	署長	西 真			欠
4	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所	所長	高 橋 重 道			出
5	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所	所長	藤 沢 和 範	副所長	齋 藤 信 哉	出
6	山形地方気象台	次長	坂 野 哲 哉	防災管理官	菅 原 寿	出
7	酒田海上保安部	部長	鈴 木 浩 久			出
8	陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	連隊長	西 村 和 己			欠
○第2号委員（山形県の職員）						
9	山形県庄内総合支庁	総務企画部長	大 滝 太 一			出
10	山形県庄内総合支庁	建設部長	渡 辺 善 彦			出
11	山形県庄内保健所	所長	松 田 徹			欠
○第3号委員（山形県警察の職員）						
12	鶴岡警察署	署長	相 馬 論			出
○第4号委員（市の職員）						
13	鶴岡市	副市長	山 本 益 生			出
14	鶴岡市	庄内病院長	三 科 武			出
15	鶴岡市	総務部長	石 塚 治 人			欠
16	鶴岡市	企画部長	三 浦 総 一 郎			出
17	鶴岡市	市民部長	上 原 正 明			出
18	鶴岡市	健康福祉部長	今 野 和 恵			出
19	鶴岡市	農林水産部長	五 十 嵐 正 一			出
20	鶴岡市	商工観光部長	佐 藤 茂			出
21	鶴岡市	建設部長	小 林 貢	建設部次長	岡 本 圭 二	出
22	鶴岡市教育委員会	教育部長	山 口 朗			出
23	鶴岡市	上下水道部長	齋 藤 雅 文			出
24	鶴岡市	庄内病院事務部長	板 垣 博			出
25	鶴岡市	藤島庁舎支所長	門 崎 秀 夫			欠
26	鶴岡市	羽黒庁舎支所長	武 田 功 之			出
27	鶴岡市	楠引庁舎支所長	佐 藤 孝 朗			出
28	鶴岡市	朝日庁舎支所長	宮 崎 清 男			出
29	鶴岡市	温海庁舎支所長	伊 藤 彦 市	総務企画課長	本 間 節 子	出
○第5号委員（教育長）						
30	鶴岡市教育委員会	教育長	難 波 信 昭			出

機関名等	役職名	氏名	代理出席者		出欠
			役職名	氏名	

○第6号委員（病院事業管理者）

31	鶴岡市	病院事業管理者	黒井秀治			出
----	-----	---------	------	--	--	---

○第7号委員（消防長及び消防団長）

32	鶴岡市消防本部	消防長	秋庭一生			出
33	鶴岡市消防団	消防団長	伊藤俊昭			出

○第8号委員（公共機関の職員）

34	日本郵便(株)鶴岡郵便局	局長	羽生洋市	総務課長	片倉義広	出
35	東日本高速道路(株)東北支社鶴岡管理事務所	所長	東瀬克己			出
36	東日本電信電話(株)山形支店庄内営業所	所長	久道秀敏			出
37	(株)NTTドコモ東北支社山形支店	支店長	相沢そのみ			出
38	東北電力(株)鶴岡営業所	所長	村上真彌			出
39	東日本旅客鉄道(株)鶴岡駅	駅長	山口重人			欠
40	鶴岡ガス(株)	代表取締役社長	笹原泰	供給部長	佐藤健	出
41	庄内中部ガス(株)	取締役部長	西倉健二			出
42	山形県LPガス協会田川支部	支部長	富樫幸彌			出
43	山形県石油協同組合鶴岡支部	支部長	富樫修			出
44	庄内交通(株)	常務取締役	村紀明			出
45	日本通運(株)鶴岡営業所	所長	新堀雅昭			欠
46	日本放送協会山形放送局	副局長	吉田雅夫			欠
47	(株)山形新聞社鶴岡支社	支社長	青塚晃			出
48	(一社)鶴岡地区医師会	副会長	土田兼史			欠
49	鶴岡市救難本部	本部長	榊原昭夫			出
50	山形県建設業協会鶴岡支部	支部長	佐藤友和	理事	山本 齊	出
51	庄内赤川土地改良区	事務局長	高橋武郎			出
52	鶴岡市農業協同組合	代表理事専務	本間孝			出
53	庄内たがわ農業協同組合	代表理事専務	齋藤泰宏			欠

○第9号委員（自主防災組織を構成する者等）

54	鶴岡市自主防災組織連絡協議会	副会長	遠田茂昌			出
55	鶴岡市社会福祉協議会	事務局長	菅原淳			出
56	鶴岡市防犯協会	幹事	佐藤てい			出

○第10号委員（公共的団体等の役職員）

57	鶴岡市町内会連合会	理事	高田清			出
58	鶴岡市コミュニティ組織協議会	会長	佐藤金一			出
59	鶴岡市自治振興会連絡協議会	会長	本間仁一			出
60	藤島町内会長連絡協議会	会長	相馬一廣			出
61	羽黒区長会	会長	山本興治			出
62	榊引区長会	会長	渡部俊美			出
63	朝日地域駐在員連絡協議会	会長	佐藤正			出
64	温海地域自治会長会	会長	奥井厚			出
65	鶴岡市民生児童委員協議会連合会	会長	竹内峰子			欠

鶴岡市地域防災計画の修正及び鶴岡市水防計画の変更概要 (平成26年3月市民部防災安全課)

地域防災計画の修正については、災害対策基本法第42条の規定に基づき防災会議に諮るものであり、水防計画の変更については、本市で水防協議会を設置していないため水防法第33条の規定に基づき防災会議に諮るものである。

1 目的

(1) 地域防災計画の修正

平成25年8月20日に修正した鶴岡市地域防災計画について、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴う平成26年1月の防災基本計画の修正、及び山形県地域防災計画の修正作業を踏まえ修正を行う。

(2) 水防計画の変更

平成22年度に策定した鶴岡市水防計画について、地域防災計画の水防対策計画に基づき、山形県水防計画に応じた時点修正と、平成25年6月の水防法改正に伴う山形県水防計画の変更作業を踏まえ変更を行う。

2 基本的考え方

(1) 地域防災計画の修正

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)が創設され、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、消防機関や自主防災組織等の地域の支援者と情報共有を図り災害から保護するために、要援護者名簿の作成が市町村に義務付けされたことに伴い、震災・津波対策編及び風水害・雪害対策編の災害時要援護者の安全確保に関する計画について所要の修正を行い、風水害・雪害対策編の災害応急対策に山形県地域防災計画に併せ大規模土砂災害対策に関する計画を追加する。

(2) 水防計画の変更

平成22年度策定した水防計画について、現行の山形県水防計画に応じたものとするための時点修正と、平成25年6月の水防法の改正に伴う山形県水防計画の変更作業を踏まえ変更を行う。

3 修正等の概要

(1) 地域防災計画の修正概要

震災・津波対策編「第9節災害時要援護者の安全確保」 (資料2)

「2各主体の役割及び業務の内容」

「⑤災害要援護者情報の把握・共有」

風水害・雪害対策編「第10節災害時要援護者の安全確保」 (資料3)

「2各主体の役割及び業務の内容」

「⑤災害要援護者情報の把握・共有」

・災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、災害時要援護者の居住状況や避難支援を必要とする事由等を反映した災害時要援護者名簿の作成と更新について記載を追加した。(震災・津波対策編P2、風水害対策編P2)

・名簿に記載された者の同意を得て消防及び警察等の機関、民生・児童委員、社会福祉協議会並びに自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者への名簿の提供による、災害時要援護者に対する情報伝達及び避難支援等の体制整備について記載を追加した。(震災・津波対策編P2、風水害対策編P2)

・災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画に記載が必要な、災害時要援護者名簿の作成及び更新にあたっての留意事項について記載を追加した。(P3)

風水害・雪害対策編「第27節の2大規模土砂災害対策」(追加) (資料2)

・平成23年5月に施行された土砂災害防止法の法改正に基づき、土砂ダム等の発生により重大な土砂災害の急迫した危険がある場合の、市、県及び国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について追加した。(P7～P10)

(2)水防計画の変更概要 (資料4)

第1章 総則

第2節 用語の定義

・水防法の改正により「水防協力団体」の対象となる団体が自主防災組織等まで拡大されたため修正を行った。(P1)

・「水防警報」の原因となる災害に津波を追加した。(P2)

・国又は県から水防警報が発せられた場合に水防管理者が水防団の出動等の発令を「水防警報(水防管理者)」として追加した。(P2)

・「水位周知河川」に湯尻川、三瀬川、倉沢川を追加した。(P2、P3)

第3節 水防責任等

・水防法の改正等を踏まえ、水防管理団体である市が行う19項目の事務を追加した。(P3)

第4節 津波における留意事項(追加)

・津波の発生が予想される水防団の水防活動における水防団員自身の避難時間等の安全確保について追加した。(P4)

第5節 安全配慮（追加）

- ・水防活動にあたってのライフジャケットの着用等、水防団員自身の安全確保のため配慮すべき事項について追加した。（P 4）

第6節 水防関係機関系統図

- ・組織改編等により関係機関の名称等の変更と、国直轄河川洪水予報の国から市への通知について追加した。（P 5）

第2章 水防体制

第3節 水防隊の構成及び任務分担

- ・組織改編等による関係機関の名称や水防団員数等について修正を行った。（P 7）

第3章 水防非常配備計画

第2節 消防団水防隊の配備基準

- ・水防団員が自宅待機する準備体制とする時期に、津波注意報、高潮注意報が発表された場合を追加した。（P 9）
- ・水防団員が詰所に待機し出動に備える注意体制とする時期に津波注意報、高潮注意報が発表された場合を追加した。（P 9）
- ・水防団員の相当数が出動、警戒にあたる警戒体制とする時期に津波警報が発表された場合を追加した。（P 9）
- ・水防団員が水防活動を行う非常体制とする時期に特別警報が発表された場合を追加した。（P 10）

第4章 指定河川及び水防区

第1節 指定河川等

- ・赤川、内川、大山川、青龍寺川の区域に関する所在地番を現状に合わせ修正を行った。（P 11、P 12）
- ・県知事指定河川に三瀬川、倉沢川を追加した。（P 13）

第3節 主要河川の水防連絡一覧

- ・赤川、京田川、藤島川の水防区について現状に合わせ修正を行った。（P 14）

第6章 通信連絡

第1節 通報経路

- ・県水防支部（庄内総合支庁建設部）との通信手段として公衆電話や非常電話を追加し、市災害対策本部と地域対策本部の通信手段として衛星携帯電話を追加した。（P 17）

第2節 各種連絡系統図

- ・組織改編等により関係機関の名称等への変更と、国直轄河川のはん濫注意情報等の国から市の通知について追加した。（P 19、P 20、P 22）
- ・県知事指定河川（水位周知河川）の湯尻川、藤島川、京田川、青龍寺川、黒瀬川、

内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川のはん濫警戒情報等連絡系統図を追加した。(P 2 4)

第7章 予報及び警報とその措置

第1節 気象に関する予報及び警報

- ・気象業務法の改正等を踏まえ、注意報と警報の種類に津波注意報、波浪注意報・警報、津波警報、大津波警報、特別警報を追加した。(P 2 8、P 2 9)
- ・水防活動の基準となる気象予報について、一般の気象予報の発表を基準とすることを追加し、気象予報に特別警報を追加した。(P 2 8、P 2 9)

第2節 洪水予報

- ・水防法の改正を踏まえ、国及び県が洪水予報を行った場合の市への通知について追加した。(P 3 0)
- ・洪水予報の基準となる水位観測所に、羽黒橋における内川の観測所を追加した。(P 3 1)

第4節 水位情報の通知及び周知

- ・水防法の改正を踏まえ、県が水位情報の発表を行った場合の市への通知について追加した。(P 3 4)
- ・知事が水防情報の通知及び周知を行う河川(水位周知河川)に三瀬川、倉沢川を追加し、鼠ヶ関川の観測所に鼠ヶ関観測所を追加した。(P 3 5)
- ・避難判断水位(特別警戒水位)設定河川に三瀬川、倉沢川を追加し、鼠ヶ関川の水位観測所に鼠ヶ関観測所を追加した。(P 3 7)
- ・青龍寺川、赤川、鼠ヶ関川の区域に関する所在地番を現状に合わせ修正を行った。(P 3 6、P 3 7)

第8章 水位等の観測

第2節 水位観測

- ・国の水位観測所に赤川における笹目橋観測所を追加した。(P 3 9)

第9章 水防活動

第4節 決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理

- ・堤防等に異常を発見した場合の関係機関等への通報に加え、災害が発生した場合の対応について追加した。(P 4 2、P 4 3)

第10章 住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請

第2節 河川管理者の協力(追加)

- ・水防法改正を踏まえ、河川管理者の協力が必要な事項6項目を追加した。(P 4 7)

第13章 浸水想定区域における避難確保のための措置

第2節 避難場所及び災害時要援護者施設

- ・浸水想定区域ごとの避難場所及び災害時要援護者施設について、水防計画の第

13章に記載していたが、これまでの水防計画を「計画編」と「資料編」に区分し、資料編の「1避難場所」と「2災害時要援護者施設」として記載した。(P51)

第3節 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置(追加)

・平成25年6月の水防法の改正に伴い、災害時要援護者施設及び大規模工場等における避難等に必要の計画の策定に関する努力義務について追加した。(P52)

・「資料編」の避難場所及び災害時要援護者施設について、現状に合わせ修正を行った。(P61~P69)

第15章 重要水防箇所

第2節 重要水防箇所

・山形県及び国土交通省が指定している河川重要水防箇所、及び山形県が指定している海岸重要水防箇所について、これまでの水防計画を「計画編」と「資料編」に区分し、資料編の「3重要水防箇所」として記載した。(P60)

・「資料編」の重要水防箇所について、山形県水防計画に合わせるとともに、県管理河川の藤島川、青龍寺川、矢引川における重要水防箇所を追加した。(P70~P78)